

規制影響分析書(設定・改廃)

規制の名称	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設(許可制)				
担当部局等	厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室 電話番号: 03-3502-6777				
公表日	平成17年6月27日				
規制の内容・目的	建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図るため、建設業の有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設し、許可制とする(現在は職業安定法及び労働者派遣法により一律に禁止されている。) 根拠条文等: 改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律: 第18条～第45条				
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設(許可制)			
	◆選択肢2:	現状維持(建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設しない)			
	◆選択肢3:				
	◆選択肢4:				
期待される効果(望ましい影響)	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	国民への便益	・建設業において離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職を促進する効果が見込まれるとともに、建設業における労働力需給調整機能が強まり、受注量の変動に伴う離職を防止する効果が高まる。 (効果分類:A)	・現状維持で便益は変わらない。 (効果分類:B)		
	関連業界への便益	・建設業外からの労働力の確保に資するとともに、労働力需給調整機能が強まり、必要な人材についての離職が防止され、建設業内に人材を確保することが可能である。 (効果分類:A)	・現状維持で便益は変わらない。 (効果分類:B)		
	社会的便益	・職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。 (効果分類:A)	現状維持で便益は変わらない。(効果分類:B)		
想定される負担(望ましくない影響)	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	許可に係る手続・審査等が発生する。(負担分類:C)	現状維持で負担は変わらない。(負担分類:B)		
	実施により生ずる負担(遵守コスト)	今回新設した事業を実施しようとする者が、任意に許可を受け一定の義務に服するものであり、建設業一般に義務を課するものではない。 (負担分類:B)	現状維持で負担は変わらない。(負担分類:B)		
	その他の負担(社会コスト)	職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。(負担分類:A)	現状維持で負担は変わらない。(負担分類:B)		
各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について比較分析を行った結果、選択肢1が選択肢2よりも便益の点で優っており、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設(許可制)が、建設業務に従事する労働者の雇用の安定という政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。				
備考	労働政策審議会において、許可制の建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設することを内容とする建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱が答申されている。(平成17年1月21日)				
レビュー時期	平成22年3月末までに行うものとする。				

(注1)効果分類については、「A:現状より望ましい影響が増進する場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましい影響が減少する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注2)負担分類については、「A:現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注3)本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。

規制影響分析書(設定・改廃)

規制の名称	在宅就業支援団体に関する登録制の導入			
担当部局等	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課 (関係部局等) 同 障害者雇用対策課		電話番号: 03-3502-6778 電話番号: 03-3595-1173	
公表日	平成17年6月27日			
規制の内容・目的	事業主が在宅就業障害者に仕事を発注した場合に支給される障害者雇用納付金制度の特例である「在宅就業障害者特例調整金・報奨金」について、在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に支払った額も算定対象に加えることができることとするにあたり、在宅就業障害者の福祉、制度の透明性の観点から在宅就業支援団体の適正性を担保する必要があるため、登録制度を導入するものである。			
想定され得る選択肢	根拠条文等:	改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3		
	◆選択肢1:	在宅就業支援団体に関する登録制を導入し、特例調整金等の対象とする。		
	◆選択肢2:	在宅就業支援団体に関し規制を行わず、特例調整金等の対象とする。		
	◆選択肢3:			
期待される効果(望ましい影響)	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
	国民への便益	・特例調整金等の支給申請を簡易・迅速に行える。 (効果分類:A)	・規制を行わないため、便益は変わらない。 (効果分類:B)	
	関連業界への便益	・障害者福祉に真剣に取り組む優良支援団体が選別され、悪質な業者が排除されることにより信頼性が増し、活動しやすくなる。 (効果分類:A)	・規制を行わないため、便益は変わらない。 (効果分類:B)	
	社会的便益	・常用雇用301人以上の全企業が負担している障害者雇用納付金が不適正な特例調整金として支給されることを防ぐことができる。 ・在宅就業支援の促進により障害者の就労支援、自立支援が促され障害者の社会参加が進む。 (効果分類:A)	・規制を行わないため、便益は変わらない。 (効果分類:B)	
想定される負担(望ましくない影響)	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	・登録、登録の更新、登録の取消しの際の審査を行うに当たっての事務コストが発生するが、個別の審査手続等へのコストが抑えられ、実施コストの低減に資することとなる。 (負担分類:A)	・団体を通じた発注を含む特例調整金の支給申請にかかる審査が個別に必要ななど高コストとなる。 ・問題が発生した場合個別に対応せざるを得ない。 (負担分類:C)	
	実施により生ずる負担(遵守コスト)	・業務規程の届出等の義務が課される他、登録免許税が課される。(負担分類:C)	・規制を行わないため、負担は変わらない。 (負担分類:B)	
	その他の負担(社会コスト)	・支援団体的な業態を行っている法人が適格性を備えていない場合には受注額が減少する等、淘汰される可能性がある。 ・在宅就業障害者が支援団体を選ぶことが容易となり、悪質な業者の参入により障害者が搾取される事態が回避される可能性がある。 ・特例調整金の支給申請において複雑な手続きがなく、比較的短時間で支給決定される可能性がある。 (負担分類:A)	・団体の選別ができず、規模や経営が生き残りの決め手となり、真に障害者福祉に取り組む団体が淘汰される可能性がある。 ・在宅就業障害者が支援団体を選ぶことは困難と考えられ、悪質な業者が参入すれば障害者が搾取される事態が生ずる可能性がある。 ・特例調整金の支給申請が複雑な手続きとなり特例調整金等の支給決定までに時間がかかる他、あらかじめ支給の可否を予測することが困難。 (負担分類:C)	
各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について、①事業主から強制徴収できるとされている納付金を原資とする特例調整金であることから適正性確保の必要性、②障害者福祉の増進というそもそもの政策目的に合致していること、③コストがその効果に比して適正であること等の観点から比較分析を行った結果、在宅就業団体に関する登録制の導入が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。			
備考	労働政策審議会障害者雇用分科会意見書(平成16年12月15日)において「支援団体の在宅就業支援に果たす意義、役割を明確化し、一定の要件等を満たし、障害者の在宅就業支援を適正に実施していると認められる支援団体を通じて仕事を発注した場合にも、障害者に直接発注したものと同様に取扱うようにできることを検討すべきである」とされている。			
レビュー時期	平成21年3月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。			

(注1) 効果分類については、「A:現状より望ましい影響が増進する場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましい影響が減少する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注2) 負担分類については、「A:現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注3) 本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。

規制影響分析書(改廃)

規制の名称	日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止				
担当部局等	厚生労働省健康局結核感染症課 (関係部局等)なし		電話番号: 03-3595-2257	e-mail: yobousesshu@mhlw.go.jp	
公表日	平成17年6月3日				
規制の内容・目的	予防接種法に基づく日本脳炎の定期的予防接種は、現在第1期(生後6月～生後90月)、第2期(9歳～12歳)及び第3期(14歳、15歳)と行われているが、今般、我が国における日本脳炎の流行状況、第3期予防接種の効果等にかんがみ、第3期予防接種のみ廃止し、予防接種による発症予防効果を保ちながらも、行政コスト・社会コストの軽減及び副反応による健康被害のリスクの減少させることとする。				
	予防接種法第2条第2項及び第3条第1項、予防接種施行令第1条の2				
想定され得る 選択肢	◆選択肢1:	日本脳炎ワクチン第3期予防接種の廃止			
	◆選択肢2:	日本脳炎ワクチン第3期予防接種の維持			
	◆選択肢3:				
	◆選択肢4:				
期待される効果(望ましい影響)	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	国民への便益	第3期予防接種の接種率が50%と低いにもかかわらず、その対象者である10歳台後半の発症者がほとんどいない(22年間で1名)ことから、個人の発症予防効果が下がらない中で、接種機会コストが減少する。(効果分類:A)	個人の発症予防効果は変わらない。(効果分類:B)		
	関連業界への便益	①ワクチン製造業者: ワクチンの使用量全体としては減少する(約65万件分)と考えられる。(効果分類:C) ②接種医療機関: 接種のための受診者数は減少する。(効果分類:C)	①ワクチン製造業者: ワクチンの使用量全体に変化はない。(効果分類:B) ②接種医療機関: 接種のための受診者数に変化はない。(効果分類:B)		
	社会的便益	①予防接種による発症予防効果が保たれると考えられることから、変化はない。(効果分類:B) ②予防接種の副反応による健康被害が減少することによる医療費等の社会コストが減少する。(効果分類:A)	変化なし。(効果分類:B)		
想定される負担(望ましくない影響)	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	日本脳炎ワクチンの接種数は減少し、ワクチン及び接種体制を整備・確保するための行政コストが減少する。(負担分類:A)	変化なし。(負担分類:B)		
	実施により生ずる負担(遵守コスト)	①ワクチン製造業界: 日本脳炎ワクチン接種数が減少するため、導入後、一時的には在庫・流通コストが増大する。(負担分類:C) ②接種医療機関: 全体として大きな変化はないと考えられる。(負担分類:B)	①ワクチン製造業界: 変化なし。(負担分類:B) ②接種医療機関: 変化なし。(負担分類:B)		
	その他の負担(社会コスト)	個人の発症予防効果が下がらない中で、副反応による健康被害のリスクが減少する。(負担分類:A)	個人の発症予防効果が下がらないのに接種機会コスト及び副反応による健康被害のリスクを残置させる。(負担分類:B)		

各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について比較分析を行った結果、第3期予防接種を廃止しても個人の発症予防効果は下がらず、むしろ、予防接種に必要なコストを削減し、予防接種の副反応による健康被害及びこれにかかる医療費等を減少させることができることから、日本脳炎ワクチン第3期予防接種の廃止が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。
備考	予防接種に関する検討会中間報告書(平成17年3月)において、全国一律に第3期の接種を継続する必要性は必ずしも高くなく、定期の予防接種の対象から第3期を除外しても差し支えないとする意見が多数を占めた旨の報告がされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行うものとする。

- (注1)効果分類については、「A:現状より望ましい影響が増進する場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましい影響が減少する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注2)負担分類については、「A:現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A～Cのいずれかを記入する。
(注3)本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。

規制影響分析書(設定)

規制の名称	麻疹及び風疹の2回接種の導入				
担当部局等	厚生労働省健康局結核感染症課 (関係部局等)なし		電話番号: 03-3595-2257	e-mail: yobousesshu@mhlw.go.jp	
公表日	平成17年6月3日				
規制の内容・目的	予防接種法に基づく麻疹及び風疹の定期的予防接種は、現在、生後12ヶ月～90ヶ月の間にそれぞれ1回ずつ行われているところであるが、今般、麻疹及び風疹の2回接種の導入を行い、生後12～18ヶ月及び就学前の6ヶ月の間にそれぞれ1回ずつ我が国における麻疹及び風疹の根絶のための対策を強化することとする。				
	根拠条文 予防接種法第2条第2項及び第3条第1項、予防接種法施行令第1条の2				
想定され得る 選択肢	◆選択肢1: 麻疹及び風疹の2回接種の導入				
	◆選択肢2: 麻疹及び風疹の1回接種の維持				
	◆選択肢3:				
	◆選択肢4:				
期待される効果(望ましい影響)	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	国民への便益	①麻疹・風疹の対策の強化により、麻疹についてはこれによる重症例及び死亡例が減少する。風疹については、発病のリスクが減少するとともに、妊娠時の感染による先天性風疹症候群の予防となる。(効果分類:A) ②接種数が増加するため、接種者及びその保護者の肉体的・精神的及び経済的な負担(まれに生ずる副反応による健康被害を含む。)は増加する。ただし、混合ワクチンを使用した場合には接種数は変わらないため、接種にかかるコストが増加する可能性はあるが、これ以外の負担は変わらない。(効果分類:C)	麻疹及び風疹の患者の発生に大きな変化はない。(効果分類:B)	/	/
	関連業界への便益	①ワクチン製造業界: ワクチンの使用量は大きく増加する。(効果分類:A) ②接種医療機関: 接種のための受診者数は増加する。(効果分類:A)	①ワクチン製造業界: ワクチンの使用量には変化はない。(効果分類:B) ②接種医療機関: 接種のための受診者数に変化はない。(効果分類:B)	/	/
	社会的便益	小児の重症疾患である麻疹の対策の強化により、この治療にかかる医療費等の社会コストが削減される。 風疹については、妊婦への感染に伴う流産数が減少するとともに、先天性風疹症候群の発生が減少する。(効果分類:A)	麻疹及び風疹の患者の発生に変化はなく、従前どおり定期的な流行が繰り返される。(効果分類:B)	/	/
想定される負担(望ましくない影響)	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	接種コストは増加する。接種医療機関の十分でない地域では、接種体制の確保に行政コストを要することが見込まれる。(負担分類:C)	変化なし。(負担分類:B)	/	/
	実施により生ずる負担(遵守コスト)	①ワクチン製造業界: 導入後、一時的に単抗原ワクチンの製造量を拡大するコストが必要となる。(負担分類:C) ②接種医療機関: 医療機関の十分でない地域では、接種医療機関における接種体制の確保に要する負担の増加が予測される。(負担分類:C)	①ワクチン製造業界: 変化なし。(負担分類:B) ②接種医療機関: 変化なし。(負担分類:B)	/	/

	その他の負担(社会コスト)	変化なし。(負担分類:B)	変化なし。(負担分類:B)		
各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について比較分析を行った結果、2回接種の導入により、これに必要なコストは増加するものの、麻疹による重症例及び死亡例の減少並びに風疹による発病リスクの減少及び妊娠時の感染による先天性風疹症候群の予防などの国民への便益が生じ、また、麻疹及び風疹の感染が減少することにより、医療費の削減等の社会的便益も生じることから、麻疹及び風疹の2回接種の導入が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。				
備考	予防接種に関する第2回検討会中間報告書(平成17年3月)において麻疹・風疹対策の強化のために麻疹風疹混合生ワクチンによる2回接種を導入すべき旨の報告がされている。				
レビュー時期	平成22年3月末までに行うものとする。				

(注1) 効果分類については、「A:現状より望ましい影響が増進する場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましい影響が減少する場合」として、A~Cのいずれかを記入する。

(注2) 負担分類については、「A:現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A~Cのいずれかを記入する

(注3) 本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。

規制影響分析書(設定・改廃)

規制の名称	毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外)			
担当部局等	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 電話番号: 03-5253-1111(内線2798)			
公表日	平成17年11月30日			
規制の内容・目的	<p>毒物及び劇物取締法においては、人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危険を加えるものについて毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の危害防止の観点から、その製造、輸入、販売について登録を義務づける等の規制がかけられている。前回の毒物及び劇物指定令の一部改正(平成17年3月24日)以降、OECDのSIDS文書等から新たに国において得られた知見について、同法第23条の2の規定により平成17年9月22日に開催された薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会において意見を聴取したところ、同審議会の基準(http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdfに公開)に基づき劇物に指定すること等が適当との回答を得たことから、①劇物として取締りを行う必要が認められるものを劇物に指定するとともに、②劇物として取締りを行う必要性が認められないものについて、劇物の指定を解除することとした。</p> <p>※劇物の指定等の根拠となる知見については、薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会(公開審議)の会議資料を参照のこと。</p>			
根拠条文	毒物及び劇物取締法別表2第94号、毒物及び劇物指定令第2条第1項			
想定され得る選択肢	◆選択肢1 劇物の指定及び除外を行う	◆選択肢2 劇物の指定及び除外を行わない(現状維持)		
効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
国民への利益	① 毒性があると判明した化学物質を規制することで当該物質の適正な流通が確保され、健康被害の防止が図られる。 ② 毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減され、当該化学物質を含む化学商品が安価に購入できるようになることが考えられる。 (効果分類:A)	① 毒性があると判明した化学物質を規制しない場合、当該物質の適正な流通が確保されず、健康被害の防止が図られない。 ② 毒性の無いと判明した化学物質を規制対象から除外しない場合、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減されず、当該化学物質を含む化学商品が安価に購入できない。 (効果分類:B)		
関連業界への利益	① 毒性があると判明した化学物質を規制することで、末端に至るまで毒性物質の適正な流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生恐れが減少する。 ② 毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減される。 (効果分類:A)	① 毒性があると判明した化学物質を規制しない場合、末端に至るまで毒性物質の適正な流通が図られず、製造者等が予期しない健康被害等の発生恐れがある。 ② 毒性の無いと判明した化学物質を規制対象から除外しない場合、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが残る。 (効果分類:B)		
社会的利益	① 毒性があると判明した化学物質を規制することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。 ② 毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。 (効果分類:A)	① 毒性があると判明した化学物質を規制しない場合、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できない。 ② 毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外しない場合、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できない。 (効果分類:C)		
負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合	選択肢4の場合
実施に要する負担(行政コスト)	① 今般指定される化学物質の登録、登録の更新等の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。 ② 除外される化学物質に係る登録等事務コストが今後不要になる。 (負担分類:B)	① 毒性があると判明した化学物質の規制を行わないため、事務コストは変わらない。 ② 除外される化学物質に係る登録等必要な事務コストは、引き続き必要となる。 (負担分類:B)		
実施により生ずる負担(遵守コスト)	① 今般指定される化学物質の販売等について登録等の義務が課される。 ② 除外される化学物質に係る遵守コストは、今後不要になる。 (負担分類:B)	① 毒性があると判明した化学物質の規制を行わないため、変わらない。 ② 毒性の無いと判明した化学物質に係る遵守コストは、引き続き必要となる。 (負担分類:B)		
その他の負担(社会コスト)	① 毒性があると判明した化学物質の適正な流通が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが軽減される。 ② 除外される化学物質に係る不必要な規制遵守や管理に係るコストが不要になる。 (負担分類:A)	① 毒性があると判明した化学物質の適正な流通が図られず、事故や健康被害の可能性が残る、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが生ずる可能性が残る。 ② 毒性の無いと判明した化学物質に係る規制遵守や管理に係るコストが、引き続き必要となる。 (負担分類:B)		
各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について比較分析を行った結果、毒性のある化学物質を規制することで、国民等の保健衛生上の危害を防止でき、かつ毒性のある化学物質により発生する事故等の処理に係るコスト等を軽減できるため、毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外)が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。			
備考	薬事・食品衛生審議会答申(平成17年9月30日)において劇物の指定及び除外について適当とされている。			
レビュー時期	おおよそ1年を目処に、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、毒物及び劇物取締法第23条の2の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、毒物又は劇物の指定等を行う。前回の薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会は、平成16年10月5日に開催され、毒物及び劇物指定令の一部改正は、平成17年3月24日に行われた。			

(注1)効果分類については、「A:現状より望ましい影響が増進する場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましい影響が減少する場合」として、A~Cのいずれかを記入する。
(注2)負担分類については、「A:現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B:現状と変わらない場合」、「C:現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A~Cのいずれかを記入
(注3)本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。